

福祉部

議案第48号 大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

改正理由についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部が改正されたこと、加えて、幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣

府・文部科学省令第1号・厚生労働省)の一部が改正されたことにより、同様の内容を規定している市の条例を改正するものであります。

次に、改正の内容についてですが、幼保連携型認定こども園における栄養士の配慮等を求めている部分に管理栄養士を追加するもの及び附則で規定する幼保連携型認定こども園に置く教育及び保育に直接従事する職員（保育教諭）の数に、副園長又は教頭を参入する場合の要件についての特例の期間を10年から12年に延長するものです。

資料の3、4ページをお願いします。

改正箇所については記載のとおりとなります。

また、施行期日は、令和7年4月1日の施行を予定しております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。